

都道府県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	香川県	担当部署	農政水産部農村整備課
-------	-----	------	------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定(集落)等数

	協定等数		アンケート実施協定等数	
集落協定	390	協定	77	協定
個別協定	1	協定	1	協定
廃止協定	12	協定	11	協定
未実施集落	21	集落	21	集落
市町村	12	市町村	12	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲(範囲の図は別添のとおり)

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	3 協定	3.9 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	7 協定	9.1 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	40 協定	51.9 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	13 協定	16.9 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	9 協定	11.7 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	5 協定	6.5 %

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	57 協定	74.0 %
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	20 協定	26.0 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	8 協定	10.4 %
② 話合いをリードする者を活用して進めた	10 協定	13.0 %
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	10 協定	13.0 %
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	17 協定	22.1 %
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	7 協定	9.1 %
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	1 協定	1.3 %
⑦ その他	協定	0.0 %
⑧ 特になし	5 協定	6.5 %
⑨ まだ作成していない	1 協定	1.3 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	1 協定	1.3 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	10 協定	13.0 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	2 協定	2.6 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	4 協定	5.2 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	7 協定	9.1 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	6 協定	7.8 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	3 協定	3.9 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	0 協定	0.0 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	22 協定	28.6 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	2 協定	2.6 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	3 協定	3.9 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	4 協定	5.2 %
⑬特に何もしていない	4 協定	5.2 %
⑭その他	0 協定	0.0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定参加者が今後も健在であることを前提として話し合いを進めるなど、各集落とも様々な工夫をしながら前向きな話し合いができているものと思われる。また、その効果として、鳥獣害対策や担い手確保など、前向きな活動につながっていると考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・農地保全のためには集落での話し合いが必要で、また本制度を利用するためにも話し合いが必要であることから、本制度の実効性が確認できる。話し合いの慣習を継続することが重要である。
 ・アンケート調査結果より、本制度が前向きな活動につながっていると所見であるが、自己評価で390協定のうち、13%にあたる52協定が廃止の意向を示しており、5年後に本制度に取り組むことは無理だろうと考えている集落もあると想定されることから、これらの集落へのフォロー策も検討する必要がある。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)
②協定代表者以外の協定参加者	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)
③統合された集落協定又は集落の側から	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤その他	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	14 協定	18.2 %
②協定対象農用地の1～3割	34 協定	44.2 %
③協定対象農用地の3～5割	12 協定	15.6 %
④協定対象農用地の5割以上	7 協定	9.1 %
⑤荒廃化していない	10 協定	13.0 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	60 協定	77.9 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	12 協定	15.6 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	5 協定	6.5 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	2 協定	2.6 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	4 協定	5.2 %
③以前と変わらない	6 協定	7.8 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0 協定	0.0 %
⑤その他	0 協定	0.0 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	64 (83%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	68 (88%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	9 (12%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
④農業（農外）収入が増加した	10 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	7 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	8 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑦鳥獣被害が減少した	44 (57%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑧荒廃農地を再生した	5 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	3 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	2 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	3 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	31 (40%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑬その他	(0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	3 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度への取組みにより、荒廃農地の発生防止をはじめ、集落機能や地域環境の維持、鳥獣被害の防止等、本制度の効果を発揮できたものと考えられる。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	36 (47%)	27 (35%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	31 (40%)	27 (35%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	34 (44%)	23 (30%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 (0%)	0 (0%)
⑤農作業の共同化	8 (10%)	7 (9%)
⑥農業機械の共同利用	6 (8%)	7 (9%)
⑦鳥獣害対策	50 (65%)	34 (44%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	5 (6%)	5 (6%)
⑨都市住民との交流活動	0 (0%)	0 (0%)
⑩農産物の販売・加工	4 (5%)	3 (4%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	6 (8%)	6 (8%)
⑫生き物観察や生物保全活動	0 (0%)	0 (0%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	17 (22%)	16 (21%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	23 (30%)	21 (27%)
②自治会、町内会	30 (39%)	16 (21%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	4 (5%)	4 (5%)
④地域運営組織	7 (9%)	4 (5%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	0 (0%)	0 (0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	0 (0%)	0 (0%)
⑦大学	0 (0%)	0 (0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	22 (29%)	15 (19%)
⑨民間企業	1 (1%)	1 (1%)
⑩地域おこし協力隊	0 (0%)	2 (3%)
⑪その他	1 (1%)	1 (1%)
⑫連携している組織はない	26 (34%)	21 (27%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

実施している活動については、中山間地域ということで鳥獣害対策が多くなっている。また、連携している組織については、自治会、町内会などの身近な者とは協力できているが、より積極的な活動を行うためには、地域おこし協力隊や企業等との連携が必要であると考えます。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・現在の連携組織に加え、将来どういったところと連携すればもっと広がりのある活動になるのか、という設問があれば地域の魅力を再発見することにつながると考えられる。
 ・地域おこし協力隊は、若い人を呼び込む力があるので、中山間地域における連携が重要と考えられる。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	0 協定	0.0 %
②協定対象農用地の1～3割	1 協定	100.0 %
③協定対象農用地の3～5割	0 協定	0.0 %
④協定対象農用地の5割以上	0 協定	0.0 %
⑤荒廃化していない	0 協定	0.0 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	1 協定	100.0 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	0 協定	0.0 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	0 協定	0.0 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	0 協定	0.0 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	0 協定	0.0 %
③以前と変わらない	1 協定	100.0 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0 協定	0.0 %
⑤その他	0 協定	0.0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	1 協定	100.0 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	1 協定	100.0 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1 協定	100.0 %
④農業（農外）収入が増加した	0 協定	0.0 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	0 協定	0.0 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	1 協定	100.0 %
⑦鳥獣被害が減少した	0 協定	0.0 %
⑧荒廃農地を再生した	1 協定	100.0 %
⑨都市住民等との交流が増加した	0 協定	0.0 %
⑩定住者等を確保した	1 協定	100.0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	0 協定	0.0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	1 協定	100.0 %
⑬その他	0 協定	0.0 %
⑭特に効果は感じられない	0 協定	0.0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度の目的に沿った活動ができている。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

(対象協定が5未満のため、省略)

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	0 協定	0.0 %
②現状維持	1 協定	100.0 %
③規模拡大より農地を集約したい	0 協定	0.0 %
④規模を縮小したい(農業経営をやめる意向を含む)	0 協定	0.0 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	0 協定	0.0 %
②基盤整備済みの圃場であること	0 協定	0.0 %
③農業用水(灌漑施設を含む)が利用できること	0 協定	0.0 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	0 協定	0.0 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	0 協定	0.0 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	0 協定	0.0 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	0 協定	0.0 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	0 協定	0.0 %
⑨賃料が安いこと	0 協定	0.0 %
⑩その他	0 協定	0.0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

引き続き、現状の対象農用地の維持・管理に努めてもらいたい。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

(対象協定が5未満のため、省略)

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	7 協定	63.6 %
② 作付けしない農用地がある	8 協定	72.7 %
③ 転用された農用地がある	0 協定	0.0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 協定	9.1 %
⑤ 景観作物の作付けや放牧等の粗放的利用されている農用地がある	0 協定	0.0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	3 協定	27.3 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	1 協定	9.1 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	9 協定	81.8 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 協定	9.1 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	0 協定	0.0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1 協定	9.1 %
⑫ その他	0 協定	0.0 %

1について都道府県の所見【必須】

協定を継続しないことは、荒廃農地や不作付地の発生、鳥獣被害の発生等につながっているため、協定が継続されるよう働きかけていく必要がある。

1について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	3 協定	27.3 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	6 協定	54.5 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	2 協定	18.2 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1 協定	9.1 %
⑤ 農作業の共同化	0 協定	0.0 %
⑥ 農業機械の共同利用	0 協定	0.0 %
⑦ 鳥獣害対策	5 協定	45.5 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 協定	0.0 %
⑨ 都市住民との交流活動	0 協定	0.0 %
⑩ 農産物の販売・加工	0 協定	0.0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	0 協定	0.0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	0 協定	0.0 %
⑬ その他	0 協定	0.0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	4 協定	36.4 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	2 協定	18.2 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	0 協定	0.0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	5 協定	45.5 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定を廃止しても変わらず共同活動を続けている集落が見られるため、新しいリーダーの確保やルールの見直しなどができれば、協定の復活も可能な集落があるものと思われる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・ 県の所見については、概ね妥当である。
 ・ 協定を廃止しているにもかかわらず共同活動を継続している集落が多いのは、遡及返還を気にして本制度への取組みを躊躇したためだと考える。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	3 協定	27.3 %
②いない	8 協定	72.7 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	5 協定	45.5 %
②いない	6 協定	54.5 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	4 協定	36.4 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 協定	9.1 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	1 協定	9.1 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	2 協定	18.2 %
⑤荒廃化しない	3 協定	27.3 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

まとめ役や担い手がいないと答える集落が多い一方で、共同活動が継続されている集落も見られることから、交付金に取り組む際の事務負担や協定継続への不安等が軽減されれば、協定の復活も可能ではないかと考えられる。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・廃止協定に加え、継続協定に対しても5年後の状況を設問に入れ、両者を比較する必要もあると考える。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	0 協定	0.0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	0 協定	0.0 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	3 協定	27.3 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	5 協定	45.5 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	2 協定	18.2 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	1 協定	9.1 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	8 協定	72.7 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	3 協定	27.3 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	3 協定	27.3 %
②活動に参加する農家はない	7 協定	63.6 %
③近隣集落に協定がない	1 協定	9.1 %

5について都道府県の所見【必須】

集落協定は、元々の集落内で締結されている場合が多いため、別の集落の協定に参加することはややハードルが高いものと思われる。同じ集落内で複数の協定が存在している場合は統合も可能と思われるが、こういったケースは何らかの事情があって協定が分かれている場合が多いので、個別に対応する必要がある。

5について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	10 集落	47.6 %
②いない	11 集落	52.4 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	6 集落	28.6 %
②いない	15 集落	71.4 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	4 集落	19.0 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	13 集落	61.9 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 集落	4.8 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 集落	0.0 %
⑤農作業の共同化	1 集落	4.8 %
⑥農業機械の共同利用	0 集落	0.0 %
⑦鳥獣害対策	1 集落	4.8 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 集落	0.0 %
⑨都市住民との交流活動	0 集落	0.0 %
⑩農産物の販売・加工	0 集落	0.0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	0 集落	0.0 %
⑫生き物観察や生物保全活動	2 集落	9.5 %
⑬その他	0 集落	0.0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	8 集落	38.1 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施集落の中には、リーダーとなる者が存在し、共同活動も行っているという集落も多く、そういった集落に対しては、本制度を周知し、活用方法を提案することで、協定締結につなげることが可能と考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	0 集落	0.0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	5 集落	23.8 %
③各農家がそれぞれ耕作	12 集落	57.1 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	4 集落	19.0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	9 集落	42.9 %
② 作付けしない農用地がある	13 集落	61.9 %
③ 転用された農用地がある	1 集落	4.8 %
④ 林地化(植林)された農用地がある	0 集落	0.0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	0 集落	0.0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	2 集落	9.5 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	7 集落	33.3 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	4 集落	19.0 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 集落	4.8 %
⑩ 基盤整備された農用地がある(令和2年4月以降)	0 集落	0.0 %
⑪ 以前と特に変わらない(令和2年4月以降)	2 集落	9.5 %
⑫ その他	0 集落	0.0 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	1 集落	4.8 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	3 集落	14.3 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 集落	9.5 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	6 集落	28.6 %
⑤ 荒廃化しない	9 集落	42.9 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

この5年間で農地の荒廃や不作付地の発生が進んでおり、今後5年間においても荒廃が進む懸念を持っている集落が多い。また、個々の農家それぞれが耕作しているという回答も多いが、高齢化が進む中、本制度を活用しながら共同で活動することで、将来にわたる継続的な農地管理が可能になることを周知しておくことが重要と考える。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	4 集落	19.0 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	8 集落	38.1 %
③ 知らない	9 集落	42.9 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	3 集落	14.3 %
② 出たことはない	18 集落	85.7 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	0 集落	0.0 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	0 集落	0.0 %
③事務手続きが負担となるため	0 集落	0.0 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	2 集落	9.5 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	7 集落	33.3 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	5 集落	23.8 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	6 集落	28.6 %
⑧農業収入が見込めなかったため	0 集落	0.0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	0 集落	0.0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	1 集落	4.8 %
⑪ほ場条件が悪いため	1 集落	4.8 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	1 集落	4.8 %
⑬その他	4 集落	19.0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	0 集落	0.0 %
②ない	21 集落	100.0 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

すべての集落が本制度に取り組む意向はないと回答しているが、本制度に対する理解も浅いと考えられ、制度説明を行う機会を設け、改めて行政から働きかけることで取り組みに関心を持つ集落はあると思われる。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
・集落から「本制度に取り組む意向がない」との回答が出ていることを受け、今後の推進にあたっては、農業のあり方が変化している状況を踏まえ、現場の声とのアンバランスを解消するためのより良い見直しを図る必要がある。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	5 市町村	42 %
②一定程度貢献した	7 市町村	58 %
③やや貢献した	0 市町村	0 %
④貢献していない	0 市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	12 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	12 市町村	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	4 市町村	33 %
④農業（農外）収入が増加した	1 市町村	8 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	4 市町村	33 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	4 市町村	33 %
⑦鳥獣被害が減少した	5 市町村	42 %
⑧荒廃農地を再生した	1 市町村	8 %
⑨都市住民等との交流が増加した	1 市町村	8 %
⑩定住者等を確保した	0 市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	8 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	6 市町村	50 %
⑬その他	0 市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	0 市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	7 市町村	58 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	5 市町村	42 %
③制度を廃止しても構わない	0 市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度の目的は達成されており、効果も得られているものと思われるが、協定参加者の負担軽減等の制度の見直しは必要と考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・企業の参入、6次産業化など、農業の仕組みが変化する中、中山間地域という限られたエリアで実施されている本制度を今後どう見直していくかという検討も必要である。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	6 市町村	50 %
②傾斜区分の要件緩和	5 市町村	42 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	5 市町村	42 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	6 市町村	50 %
⑤必須活動の内容の緩和	3 市町村	25 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	6 市町村	50 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	0 市町村	0 %
⑧交付単価の増額	4 市町村	33 %
⑨加算の充実	0 市町村	0 %
⑩交付金返還規定の緩和	5 市町村	42 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10 市町村	83 %
⑫その他	1 市町村	8 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	8 市町村	67 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	5 市町村	42 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	1 市町村	8 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	1 市町村	8 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	9 市町村	75 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	2 市町村	17 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	4 市町村	33 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	0 市町村	0 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	3 市町村	25 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1 市町村	8 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	2 市町村	17 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	7 市町村	58 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	5 市町村	42 %
⑭その他	1 市町村	8 %
⑮特になし	0 市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

改善点としては、事務負担の軽減が求められており、集落からも同様の意見があることから、現場の意見を踏まえた制度の検討をお願いしたい。また、支援については、特に担い手確保や鳥獣被害対策、機械購入・施設整備が求められており、他事業とも積極的に連携する必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・全国統一ではなく、香川県独自の基準を定め、棚田を活用した観光地づくり等、地域外との交流につながるような制度となればよいと考える。
 ・「人」に関することが地元の問題意識として挙がっており、このことを切実な問題ととらえる必要がある。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	5 市町村	42 %
②若干の減少が見込まれる	6 市町村	50 %
③かなりの減少が見込まれる	1 市町村	8 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	0 市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	0 市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	0 市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	6 市町村	50 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	7 市町村	58 %
③地域農業の中心となる者がいないため	2 市町村	17 %
④農業収入が見込めないため	0 市町村	0 %
⑤鳥獣被害増加のため	3 市町村	25 %
⑥事務手続きが負担なため	4 市町村	33 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	1 市町村	8 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	0 市町村	0 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	0 市町村	0 %
⑩その他	0 市町村	0 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	2 市町村	17 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	2 市町村	17 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	2 市町村	17 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	3 市町村	25 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	3 市町村	25 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	0 市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	7 市町村	58 %
⑧その他	1 市町村	8 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

統合・広域化の推進を考えている市町は少ないが、高齢化や事務負担による協定廃止が見込まれることから、協定継続や広域化の働きかけを個別に行うとともに、未実施集落に対する働きかけを並行して行っていくことが重要と考える。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・本制度は国の税金によって成り立つものであり、納税者の立場から見た中山間地域をめぐる多面的機能のあり方と、現場の立場としての制度の受け止め方、この両面から今後の進め方を考える必要がある。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃化が進む	2 市町村	17 %
②やや荒廃化が進む	10 市町村	83 %
③荒廃化しない	0 市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	0 市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	0 市町村	0 %
②今と変わらない	5 市町村	42 %
③今よりも減少する	7 市町村	58 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	0 市町村	0 %
②今と変わらない	4 市町村	33 %
③今よりも減少する	8 市町村	67 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

すべての市町が農地の荒廃のほか、集落の寄り合いや行事の減少を懸念している中、こうした課題への対策となる本制度を積極的に活用していくことが重要と考える。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	3 市町村	25 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	0 市町村	0 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	1 市町村	8 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	0 市町村	0 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	0 市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	4 市町村	33 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	3 市町村	25 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	6 市町村	50 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	0 市町村	0 %
⑩その他	0 市町村	0 %
⑪特になし	2 市町村	17 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	2 市町村	17 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	4 市町村	33 %
③関係機関の協力を得て進めた	0 市町村	0 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	3 市町村	25 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	1 市町村	8 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	0 市町村	0 %
⑦その他	1 市町村	8 %
⑧特になし	1 市町村	8 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

前向きに参加者を引っ張るリーダーがいる集落では問題ないが、高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しいなど、ネガティブな面を話し合うと将来像の話につながらないケースが多くなるので、まずは全員が健在であることを前提に、ポジティブに話し合うことが重要と考える。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	0 市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	0 市町村	0 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	0 市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	12 市町村	100 %
⑤その他	0 市町村	0 %

5について都道府県の所見【必須】

集落機能の維持について、農林部局だけでなく、市町の全庁的な課題としての認識が高まるよう、市町に対して働きかけていく必要がある。

5について第三者機関の意見【必須】

・県の所見については、概ね妥当である。
 ・すべての市町がこのように回答していることについては、例えば、農村RMOは根本的に香川県に適合しないのではないか、または制度に欠点があるのではないかなど、何か理由があると思われるが、今後、その理由を確認する必要があると考える。